

## II. 定性的な開示事項

(2019年3月期、2020年3月期)

### ●自己資本調達手段の概要

2019年3月期

発行主体	佐賀共栄銀行
資本調達手段の種類	普通株式
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	2,679百万円
配当率又は利率(公表されている場合)	—
償還期限がある場合は、その旨及び日付	—
一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約がある場合は、その概要(初回償還可能日、償還金額、対象となる事由等)	—
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約がある場合は、その概要	—
元本の削減に係る特約がある場合は、その概要	—
配当等停止条項がある場合は、その旨及び停止した未払の配当又は利息に係る累積の有無	—
ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約がある場合は、その概要	—

2020年3月期

発行主体	佐賀共栄銀行
資本調達手段の種類	普通株式
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	2,679百万円
配当率又は利率(公表されている場合)	—
償還期限がある場合は、その旨及び日付	—
一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約がある場合は、その概要(初回償還可能日、償還金額、対象となる事由等)	—
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約がある場合は、その概要	—
元本の削減に係る特約がある場合は、その概要	—
配当等停止条項がある場合は、その旨及び停止した未払の配当又は利息に係る累積の有無	—
ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約がある場合は、その概要	—

### ●銀行の自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当行では、信用リスク、市場リスク、オペレーションアル・リスク等の各種リスクについて、それぞれのリスクに適したリスク管理を行うとともに、各種リスクを横断的に把握・評価し、それらのリスクが自己資本規制上の自己資本額を超えないようモニタリングすることで、自己資本の充実度を確認しております。

また、自己資本比率等を指標とし、十分な自己資本を確保するよう努めております。

### ●信用リスクに関する事項

#### イ. リスク管理の方針及び手続の概要

##### ○リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消滅し、損失を被るリスクをいいます。

当行では、個別債務者に対する厳正な与信審査・管理を行うことで個別債務者の信用リスクを管理するとともに、銀行全体のポートフォリオ管理により信用リスクの分散を図っています。

個別債務者の信用リスク管理については、審査部門が個別債務者ごとに財務分析、業界動向、資金使途、返済計画等の評価を行っています。新規与信実行時及び実行後の自己査定において定期的に評価を行い、常に個別債務者の信用状況を把握するよう努めています。自己査定とは、債務者区分及び担保・保証等の状況をもとに、債権の回収の危険性の度合いに応じて資産の分類を行うものです。審査部門は、自己査定の集計結果等をリスク管理委員会等に報告しています。

銀行全体の与信ポートフォリオについては、信用リスク管理所管部の融資統括部が、業種集中度合や大口集中度合等のリスクの状況を定期的にリスク管理委員会等に報告しています。

当行では、行内格付制度を導入しており、行内格付制度は、個別債務者に信用度に応じた信用格付を付与して分類するもので、案件審査や与信管理、与信ポートフォリオのモニタリングを行う上で、行内格付を利用しています。

また、当行では信用リスクの計量化を行い、統合リスク管理部署である総合企画部は、融資統括部が計測した信用リスク量の他、定性的評価等をモニタリングし、その結果を定期的にリスク管理委員会等に報告しています。

##### ○自己査定と償却・引当

当行では、金融検査マニュアル等に即した自己査定基準及び償却・引当基準を定めており、自己査定を定期的に行い、適切な償却・引当を行って

# バーゼルⅢ（第3の柱）に基づく開示事項

（法令等遵守）  
リスク管理

の取り組み状況  
地域密着型金融

事業の概況

の主要な業務

組織図一覧

従業員の状況  
・  
資本・株式

財務諸表

損益の状況

営業の状況

各種経営指標

基づく3バーゼル  
開示柱Ⅲに  
開示事項

関連する開示事項

一店舗・ATM

います。

貸倒引当金は、償却・引当基準に基づいて計上しており、債務者区分が「正常先」、「要注意先」に該当する債権については、一定の種類ごとに分類し、過去の貸倒実績から計算した将来の予想損失額を一般貸倒引当金に計上しています。「破綻懸念先」、「実質破綻先」、「破綻先」に該当する債権については、担保・保証等により回収が見込まれる部分以外の額について、直接償却又は個別貸倒引当金の計上を行っています。

## □ 標準的手法が適用されるポートフォリオに関する事項

### ○ エクスポートの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

当行では、保有資産のリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付は、株式会社 日本格付研究所（JCR）及び株式会社 格付投資情報センター（R&I）、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）、S&Pグローバル・レーティングの4社の「依頼格付」を使用しています。

なお、エクスポートごとの適格格付機関の使い分けは行っておりません。

## ● 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、担保、保証、貸出金と預金の相殺、クレジット・デリバティブ等により、保有債権のリスクを削減する手法をいいます。

当行では、貸出等の与信行為を行うにあたり、返済可能性に関する十分な検証を行っていますが、その上で、信用リスクを軽減するために、担保や保証等をいただくことがあります。当行が適用している担保や保証の種類としては、担保では預金等及び国債等の信用度の高い有価証券及び決済確実な商業手形、不動産等がありますが、不動産担保が大半を占めています。保証では、公的信用保証機関の保証、金融機関の保証、複数の金融機関が共同して設立した信用保証会社の保証、地方公共団体と金融機関が共同して設立した保証機関の保証、地方公共団体の損失補償契約等保証履行の確実性が極めて高い保証等があります。担保・保証の評価や管理等の手続については、当行が定める「事務取扱規程」等の行内規定に基づいて、適切な取扱いを行っています。特に不動産担保については、厳正な担保評価を行うべく、詳細な規定を定めています。

なお、自己資本比率算出にあたっては、金融庁告示の要件を満たす適格担保及び適格保証を信用リスク削減手法として適用し、リスク・アセットを削減しています。適格担保としては自行預金などが主なもので、適格保証としては県信用保証協会や保証会社による保証が主となっています。

## ● 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当行における派生商品取引としては、選択権付債券売買取引、株価指数先物取引があります。

派生商品取引における取引相手は、適格格付機関による高格付の銀行・第一種金融商品取引業者に限定しており、信用リスクにおいては、極力抑制しております。

## ● 証券化エクスポートに関する事項

### イ. リスク管理の方針及びリスク特性の概要

当行は、投資家として証券化商品への投資を行っています。証券化エクスポートのリスクは、信用リスク、流動性リスク及び市場リスクであり、リスク管理につきましては、所管部である資金証券部において、定期的に時価評価を行い、その状況について、ALM委員会、リスク管理委員会等へ報告しております。

### ロ. 証券化エクスポートの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当行では、「外部格付準拠方式」により証券化エクスポートの信用リスク・アセット額を算出することとしております。

### ハ. 証券化取引に関する会計方針

金融商品会計基準に従い、それぞれの金融資産について規定された会計処理を行っております。

### 二. 証券化エクスポートの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。）

証券化エクスポートのリスク・ウェイトの判定には、株式会社 日本格付研究所（JCR）及び株式会社 格付投資情報センター（R&I）、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）、S&Pグローバル・レーティングの4社の「依頼格付」を使用しています。

なお、エクスポートごとの適格格付機関の使い分けは行っておりません。

## ● マーケット・リスクに関する事項

該当ありません。

## ● マーケット・リスクに関する事項

### イ. リスク管理の方針及び手続の概要

オペレーション・リスクとは、銀行業務全般に関わるリスクのうち、信用リスク、流動性リスク、市場リスク（金利リスク、価格変動リスク、為替リスク等）を除く、事務リスク、システムリスク、レ

# バーゼルⅢ（第3の柱）に基づく開示事項

コンプライアンス (法令等遵守)	リスク管理	の地域密着型金融 状況	事業の概況	の主要な業務	組役員一覧	従資本員の株式状況	財務諸表	損益の状況	営業の状況	各種経営指標
基づく開示事項に 関する開示事項	第3セクターに 基づく開示事項に 関する開示事項									
店舗・ATM	店舗・ATM	店舗・ATM	店舗・ATM	店舗・ATM	店舗・ATM	店舗・ATM	店舗・ATM	店舗・ATM	店舗・ATM	店舗・ATM
報酬等に 関する開示事項	報酬等に 関する開示事項	報酬等に 関する開示事項	報酬等に 関する開示事項	報酬等に 関する開示事項	報酬等に 関する開示事項	報酬等に 関する開示事項	報酬等に 関する開示事項	報酬等に 関する開示事項	報酬等に 関する開示事項	報酬等に 関する開示事項

ピュテーショナルリスク、イベントリスク等としています。

当行では、オペレーションル・リスクに関し「オペレーションル・リスク管理方針」及び「オペレーションル・リスク管理基準」を策定し適正なリスク管理の把握に取り組んでおります。

また、個別リスクとして、「事務リスク、システムリスク、レピュテーションルリスク、イベントリスクの管理方針・管理基準」を定め、オペレーションル・リスクの統括部署を総合企画部として、各リスク管理所管部署からのオペレーションル・リスクに関する報告を取り纏め、オペレーションル・リスクの現状把握と適切な管理を行い、将来の計量化に向けたデータの蓄積に努めております。

総合企画部では各リスク管理所管部署からのオペレーションル・リスクに関する報告により把握したオペレーションル・リスクについて、定期的に、リスク管理委員会等へ報告を行っております。特に、経営に重大な影響を与える、又は顧客の利益を著しく阻害する恐れのある重要事項については、リスク管理委員会において報告・付議を行い、リスク削減等の対応策について検討・決定を行うこととしております。

## □ オペレーションル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称（部分的に先進的手法を使用する場合は、各手法の適用範囲を含む。）

当行では、自己資本比率算出上のオペレーションル・リスク相当額の算出にあたっては、「基礎的手法」<sup>(注)</sup>を採用しております。

(注)「基礎的手法」とは、自己資本比率算出において、オペレーションル・リスク相当額を算出するための一手法であり、1年間の粗利益の15%の直近3年間の平均値をオペレーションル・リスク相当額とするものです。

## ●銀行法施行令第4条第6項第3号に規定する出資その他これに類するエクスポージャー（以下「出資等」という。）又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

出資等のリスク管理につきましては、リスク管理の所管部である資金証券部において、定期的にリスクを評価し、その状況について、ALM委員会、リスク管理委員会等への報告を行っております。

リスク評価の方法としては、上場株式につきましては、時価評価及びバリュー・アット・リスク（VaR）によりリスク量を計測し、リスク量の変動の状況をモニタリングしております。

## ●金利リスクに関する事項

### イ. リスク管理の方針及び手続の概要

- ①リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

銀行勘定の金利リスクとは市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、収益が変動することにより生じるリスクをいいます。当行では預貸金・有価証券を中心とした金利リスクを内包する資産・負債を対象として金利リスクを計測しております。

- ②リスク管理及びリスク削減の方針に関する説明

当行では、年度毎に各リスクカテゴリーにおけるリスク量の上限を設定し、そのモニタリング状況を毎月ALM委員会に報告しており、組織的に対応できる態勢が整備されております。

- ③金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として月次で計測しております。

- ④ヘッジ等金利リスクの削減手法（ヘッジ手段の会計上の取扱いを含む）に関する説明

当行では、必要に応じてALM委員会等で検討することとしております。

### ロ. 金利リスクの算定手法の概要

- ①開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE<sup>(注1)</sup>及び△NII<sup>(注2)</sup>並びに銀行がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

(注1) 銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。

(注2) 銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計測されるものをいいます。

- (a) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は、1.25年です。

- (b) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は、5年です。

- (c) 流動性預金への満期の割当て方法（コア預金モデル等）及びその前提

流動性預金への満期の割当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。

- (d) 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約については、考慮しておりません。

# バーゼルⅢ（第3の柱）に基づく開示事項

（コンプライアンス等遵守）  
リスク管理

の地域密着型金融  
取り組み状況

事業の概況

の主要な業務

組織図一覧・

従業員の状況・  
資本・株式

財務諸表

損益の状況  
営業の状況

各種経営指標

基づく第3の柱に基づく開示事項に  
関する開示事項

報酬等に  
関する開示事項

一店舗・ATM

## (e) 複数の通貨の集計方法及びその前提

当行では、金利リスクが当行に与える影響が軽微ではないと考える通貨を計測対象としております。計測対象とした通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しております。なお、通貨間の相関は考慮しておりません。

## (f) スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるか否か等）

当行では、銀行勘定の金利リスクの算出にあたって、割引金利にスプレッドを含めず、キャッシュ・フローにスプレッドを含めて算出しております。

## (g) 内部モデルの使用等、△EVE及び△NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

当行では、内部モデルは使用しておりません。

## (h) 前事業年度末の開示からの変動に関する説明

主に流動性預金の増加と保有する債券のデュレーション短期化により、△EVE（最大値）は減少しました。

## (i) 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

当期の重要性テストの結果は、監督上の基準値である20%以内であり、問題のない水準となっております。

## ②銀行が、自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE及び△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

当行では預金、貸出金、有価証券の金利リスク量は主としてVaR（バリュー・アット・リスク）を用いて算出しております。預金、貸出金のVaRは信頼区間99%、保有期間1年、観測期間5年としており、有価証券のVaRは信頼区間99%、保有期間3ヶ月、観測期間1年として計測しております。

また、当行ではストレス・テストの実施にあたり、過去の事例や経済動向等を踏まえた金利変動による影響度を定期的に検証しております。